

二 人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。)についてその者を仮に拘禁することとの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、その請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求に係る者を逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しがなされていることの通知がほしいとき。

二 請求に係る者の引渡しの請求を行うべき旨の保証がなされないとき。

第三百四十四条 法務大臣は、前条の規定による書面の送付を受けた場合において、当該犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第三百五十五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、当該犯罪人を拘禁させなければならない。

第二百六十六条 第五百条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二百六十七条 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人について、外務大臣から第三条の規定による引渡しの請求に關する書面の送付を受けた場合において、第四条第一項各号の一に該当するため同条同項の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び当該犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人の釈放を命じなければならぬ。

第二百六十八条 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、当該犯罪人を釈放しなければならない。

第二百六十九条 東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が發せられている犯罪人について第四条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、当該犯罪人に對し引渡しの請求があつた旨を告知させなければならない。

請求による
当該犯行の定
間の執行する
事項は、
判所の
拘禁許
されれた
はその
が日本
縮結さ
法律中
規定は
犯罪に
訴求に
は、管
された
ことが
が日本
連護送
き。
二条
裁判所の
拘禁許
されれた
はその
が日本
縮結さ
法律中
規定は
犯罪に
訴求に
は、管
された
ことが
が日本
連護送
き。
三条
はその
が日本
縮結さ
法律中
規定は
犯罪に
訴求に
は、管
された
ことが
が日本
連護送
き。
四条
て当該公
が政治犯
もので、
た者を公
の請求に
請求にこ
日本本国
て、當該
が政治犯
の執行す
き。

本件は、東京高等裁判所の審理結果を示すものである。本件は、東京地方法規の規定によるものである。

用除外
にに基づく
（平成
適用し、
て行う
分をい
裁決を
規定す
第十二
法第三
法第五
（明治
る。

る犯罪人の引渡し及び通過護送の承認の請求についても、適用する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄

（施行期日）この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諸問等がされた不利益処分に関する経過措置）

この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諸問その他求めがされた場合においては、当該諸問その他求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの除外。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年五月二十五日法律第五〇号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一九年五月一一日法律第三七号）抄

（施行期日）

この法律は、規程が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定

公布の日